八街市選挙管理委員会告示第４７号

令和８年１１月２２日執行予定の八街市長選挙及びこれと同時に行う八街市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９４条の規定による候補者１人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和８年１１月１５日

八街市選挙管理委員会委員長　　篠塚　信幸

１	八街市長選挙	７，７４１，３００円
２	八街市議会議員補欠選挙	３，６３５，４００円